

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、高松市下笠居土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北山池地区）を行うことについて平成28年2月16日認可した。

平成28年2月23日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫